

(告 示)

愛知県告示第 6 6 4 号

県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 1 5 年愛知県条例第 7 号)第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、愛知県化学物質適正管理指針を次のように定め、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

平成 1 5 年 8 月 2 2 日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県化学物質適正管理指針

1 目的

この指針は、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 1 5 年愛知県条例第 7 号。以下「条例」という。)第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、化学物質管理指針を定め、もって化学物質を業として取り扱う者(以下「事業者」という。)による化学物質の適正な管理に資することを目的とする。

2 管理の方法

事業者は、化学物質の適正な管理を図るため、事業所ごとに次の事項について取り組むものとし、本指針に基づき管理する化学物質は、取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、事業者が自主的に決定するものとする。

(1) 年間の取扱量、排出量及び移動量の把握

事業者は次の事項に配慮して、化学物質の取扱量、排出量及び移動量を把握する。

ア 年間取扱量

化学物質の年間取扱量は、次に掲げる年間製造量と年間使用量を合計した化学物質の量とする。

なお、条例第 6 8 条第 1 項に規定する特定化学物質の取扱量を算出する方法は、年間取扱量の算出方法と同様とする。

(ア) 年間製造量

化学反応、精製等で作り出された化学物質の量

(イ) 年間使用量

原材料、資材等として用いた化学物質の量

イ 年間排出量及び年間移動量

次の事項に配慮して、化学物質の年間排出量及び年間移動量を把握する。

(ア) 年間排出量

a 大気中及び公共用水域へ排出した化学物質の量

b 当該事業場内の土壌へ排出した化学物質の量

c 当該事業所内に埋立処分した化学物質の量

(イ) 年間移動量

下水道により排出し、又は当該事業所外へ廃棄物として移動した化学物質の量

(2) 情報の収集

事業者は、既存資料及び国、県等のデータベースを活用して化学物質に関する

る次の事項について情報を収集する。

ア 取り扱う化学物質の種類、爆発性、毒性等の性状、取扱上の注意事項、適用法令等

イ 排出抑制等に関する技術情報

(3) 管理方針及び管理計画

事業者は、次の事項を定める。

ア 管理方針

化学物質の適正な管理を推進するための基本的な考え方を記載する。

イ 管理計画

管理方針に基づき具体的な目標、対策及び達成時期を記載する。

(4) 排出防止対策

事業者は、次に掲げる対策その他必要な措置を講ずるよう努める。

ア 取扱施設の適正な保守管理

(ア) 施設の点検周期及び補修基準の設定

(イ)(ア)の内容に応じ設備ごとに点検リストの作成

(ウ) 点検及び補修等についての記録簿の作成

(エ) 点検結果に基づく施設の修理及び改良

イ 取扱施設からの排出抑制措置

(ア) 流出、飛散及び地下浸透防止措置

(イ) 敷地外への流出防止措置

(ウ) 廃棄物の排出抑制及び必要に応じた処理施設の設置

(エ) 取扱工程及び取扱施設の見直し並びに代替技術の導入

(オ) 回収及び再利用施設の設置

ウ 代替化学物質への転換の検討

(5) 管理組織

事業者は、次の事項により組織を整備し、教育及び訓練を行う。

ア 管理責任者及び担当者の選任

事業者は、次の役割を担当する者を選任し、各構成員の役割分担を定め、これを表示する。

(ア) 管理責任者

化学物質の適正な管理を統括する管理責任者を事業所ごとに1名選任する。

(イ) 担当者

事業所の部門ごとに化学物質の適正な管理を担う担当者を選任する。

イ 管理責任者及び担当者の役割

(ア) 管理責任者の役割

a 化学物質の管理方針及び管理計画の作成

b 管理組織に係る職務分担の決定

c 化学物質取扱マニュアルの作成

d 取扱工程及び取扱施設の見直しによる化学物質の排出抑制の検討

e 代替化学物質への転換の検討

- f 化学物質に関する従業員への教育
- g 化学物質の管理に係る会議の開催
- h その他化学物質の管理のための必要事項

(イ)各担当者の役割

管理責任者が定めた職務分担に従い化学物質の適正な管理に努める。

ウ 教育及び訓練

化学物質を取り扱う従業員に対し、化学物質の適正な管理に関する次の事項についての教育及び訓練を行う。

(ア)本指針2(2)によって得た情報

(イ)化学物質の適正な管理に関する知識、技能及び安全管理

(ウ)化学物質の適正な取扱いに関する訓練

3 事故の予防及び事故発生時の措置

(1)事故予防対策

事業者は、次の化学物質に係る事故予防対策を実施する。

ア 取扱化学物質の危険性の周知

本指針2(2)アによって得た情報から安全対策を従業員に周知する。

イ 取扱施設の保守管理

本指針2(4)アの事項について定期的な保守管理を行う。

ウ 取扱施設の整備及び改良

取扱施設における化学物質の特性、危険性及び取扱量に応じて、想定できる事故による環境影響を軽減するために整備改良等の対策を検討し、必要な対応策を講ずる。

エ 連絡体制の整備

迅速かつ正確な連絡を行うため、事業所内及び消防、市町村、県事務所、周辺住民等への連絡系統図を作成する。

オ 避難体制の整備

事業所内の避難場所、防災用資機材等の整備を行い、必要に応じ事業所周辺の避難体制を整備する。

カ 応急措置体制の整備

事業所内で発生する様々な事故を想定した応急措置及び拡大防止措置について整備する。

キ 事故対応マニュアルの作成

アからカまでに掲げる内容を組み入れた事故対応マニュアルを作成し、事故に即応できるように備える。

ク 訓練の実施

事故発生時の対応を円滑にするため、事故対応マニュアルにより訓練を定期的かつ計画的に実施する。

(2)事故発生時の措置

事業者は、化学物質に係る事故発生時に、次の応急措置を状況に応じ適切に行う。

ア 被災状況の確認及び人命の救助

事故現場を所管する責任者は、事故現場及びその周辺の被災状況を確認し、被災者がある場合は、人命救助を優先して、速やかな措置を行う。

イ 事故発生時の応急措置及び通報

本指針 3 (1) キで作成した事故対応マニュアルに従い応急措置及び通報を迅速かつ的確に行う。

ウ 周辺住民への連絡

人の健康又は生活環境への被害を生じ、又は生ずるおそれのある場合は、直ちに周辺住民へ連絡する。

エ 流出防止等の措置

化学物質が環境中に流出し、影響を及ぼすおそれのあるときは、次の対応措置をとる。

(ア) 環境への拡大防止、化学物質の除去等の軽減措置

(イ) 環境調査

(ウ) 周辺住民及び関係機関への情報提供

4 化学物質の管理及び排出状況に関する県民への情報提供

事業者は、化学物質の管理の方法、排出の状況等について、県民の理解を得るために次の事項を必要に応じて行う。

(1) 組織の整備

県民に対し化学物質の管理活動に関して、必要な情報を提供する組織を整備する。

(2) 情報の提供

化学物質の排出状況、事業活動内容、事業所内における化学物質の管理状況等に関し、ホームページへの掲載、説明会の実施等により情報を提供する。

5 ISO 14001による環境管理システムとの関係

事業者が、既に本指針 2 から 4 までに定める措置を ISO 14001 による環境管理システムなどにおいて実施している場合にあっては、その措置を本指針に基づく措置とすることができる。

6 特定化学物質等管理書の作成

特定事業者(条例第 68 条第 1 項に規定する特定化学物質等取扱事業所のうち、当該事業所において常時使用する従業員の数が 21 人以上である事業所を有する事業者をいう。)が作成する特定化学物質等管理書は、本指針に定められた事項を参考に次の(1)から(5)について作成するものとし、対象とする化学物質は、本指針 2 に従い取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、定めるものとする。

(1) 管理方針及び管理計画

(2) 化学物質の名称

(3) 取扱施設における管理方法

(4) 管理組織

(5) 事故の予防及び事故発生時の措置